

東海村議会報告

2019年6月議会 6月3日から6月20日

第22号 発行 2019年8月25日

東海村議会議員 日本共産党 大名美恵子

【自宅】〒319-1112 東海村村松2401-2 電話/fax 029-284-0761

E-mail toukai@oona-mieko.info



- ◇戦争法は廃止に
- ◇東海第二原発は廃炉に
- ◇日本国憲法が息づく社会を



【所属】

- ・建設産業委員会
- ・特別会計予算決算委員会
- ・原子力問題調査特別委員会

資源物の分別収集の意義を、再確認してみませんか

本村の資源物分別回収は、2000年からスタートしました。約20年が経過するにあたり、分別収集の意義の再確認が必要になってきているのではないのでしょうか。そして、何よりゴミの減量化推進が大切になっています。

また、この間、幼児や児童がまきこまれる事故・事件が頻発し、子どもたちの未来が一方的に断たれることに、多くの方が胸をいためています。誰もが安心して希望をもって生きられる地域社会づくりが求められています。こうした観点からも村の姿勢をただしました。

【一般質問から】

資源ごみ回収の充実をはかつてはどうか

村：常設型資源ステーションを検討

大名美恵子議員 「資源物の量が減少傾向にあり、ゴミの出し方がわかりにくくなっているのではないかと」、「月2回の収集では大きなゴミ袋の置場に苦慮する」、「自治会に入る資源ごみ報奨金が減っている」などの声が寄せられた。

村としては、これまでの施策に加え、住民の利便性向上のために、常設型資源ステーションの設置を検討したい。



村民生活部長

近年の収集量は、概ね9千500t前後で推移。平成29年度と30年度は増加傾向にあり、一方、ペットボトル・プラスチック製容器包装の回収量は減少傾向。資源物が可燃ごみに混入している可能性もある。

また、買い物のついでに出すことができる大型店舗の店頭回収は、利便性が高く村の回収減少への影響が推測できる。

村民生活部長

資源物回収の意義や、村のごみ処理に関する現状等についてより積極的に情報提供を行っていく。

協議の場については現時点では設けておらず、今後未定。

まずは店頭回収等の状況調査を行い



保育所・幼稚園及び学校生活の安全確保策を

村：教育長会議等で情報を共有し、連携強化に努めていきたい



△児童・生徒▽

「防犯ベルが使えるかどうかの確認」、「いかのおすしの確認」、「何かあったときは近くの商店等に逃げ込む」などの、危険回避のための指導を行う。

△保護者▽

学校や地域での対応、家庭での指導など今できる安全対策を確認。

△保育所・幼稚園▽

「園外活動の重要性から、園外活動等の外出時には、保育士がこどもたちの列の前後と真ん中につき、こどもたちの動きや交通状況を把握できる配置につく。歩道を歩く際の注意事項を確認。

△公立・私立の全ての保育・教育施設▽

園外活動の際の移動経路の安全性や職員体制などを再確認し安全対策を徹底。

今後も、想定外の事件・事故が起こる可能性について認識し、教育現場、家庭、地域、行政が連携し、今できる最善の安全対策に努める。

大名美恵子議員

今回のような事案は、教育委員会や子育て支援課だけではどうにもできない面がある。子どもたちを守るために、近隣の教育委員会等とも連携しつつ、国や関係機関に意見や要望をあげてはどうか。

教育長

今後、教育長会議等の場面で、情報を共有し、連携強化に努めていきたい。



臨時議会開会
8月20日

待機児ゼロをめざして、村立村営保育所の新設にかかる補正予算を可決

リース契約のための
債務負担行為 4億5639万円



設置場所：役場敷地内
保育対象：0～5歳児 定数：93人
職員数：17人
給食：調理部門の民間委託
建設方法：10年間のリース
保育開始：2020年5月1日



今、全国で保育所不足が深刻です。日本共産党は、保育水準を確保しながら、認可保育所を全国30万人分の増設が必要と考えます。

本村の今年4月1日時点の「入所待ち」児童は84人。内待機児童は9人です。村は、0・1・2歳児限定で保育する民間の「小規模保育」事業所の誘致をめざしてきましたが、この場合、3歳児からの保育の場の確保が必要です。

加えて今年10月から予定される保育料無償化も考慮した結果、保育所新設の必要性が高まったということです。

どんな事態になっても、放射性物質を大気に放出しない技術は完成しているか ―東海第二原発―

規制委員会の新規制基準は、「どんな事態になっても放射性物質を大気に放出しない」という技術の基準ではなく、最悪の場合には、フィルタ付きベント装置を使用して、放射性物質を大気に出すという、本来絶対許されないはずの基準です。

これでは、住民の安全を守ることはできません。

むしろ今の原発技術では、大事故が想定できるから「対策工事」と「避難計画」の策定が義務付けられている訳です。

この事に対し村長は、「原子力規制庁が、新規制基準を満たしたからといって、絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原子力の安全は常に見直して、より高いレベルを目指していくべきものだ」という趣旨の考えを示している事は承知している。その趣旨・考え方等に関して、機会を捉えて、関係省庁など意見交換してまいりたい。



住宅密集地の隣に立つ
東海第二原発

手法としては、一昨年6月の「原子力所在地域首長懇談会」で行った、内閣府や原子力規制庁、資源エネルギー庁の幹部職員との意見交換が考えられる」と述べています。

真に必用なら一日も早く、意見交換の場設定を行うべきです。

Ｌ１放射性廃棄物の処分法が確立していない！

また、原発は今年3月に、東海発電所の解体作業について3回目の延期手続きを行い、原子炉領域等の解体撤去や、放射性廃棄物の処理処分を2030年度（令和12年度）までに終わるとしました。

要因は、原子炉領域を解体した際に出るＬ１放射性廃棄物Ⅱ放射能レベルが比較的高いものの処分に関する規制の具体化が、国（原子力規制委員会）において重要課題とされたままであるためのようです。

こうしたもとで東海第二原発を再稼働させようとすることは、新たに行き場のない廃棄物を増やすだけです。このことから東海第二原発は再稼働してはならないという事が明らかではないでしょうか。

「原発を動かしながら処分方法を研究し確立させる」などの

手法は、今後絶対に許されるものではありません。

村長は所感として、「原発は東海第二発電所の問題だけでなく、東海発電所の廃止措置について、しっかりと取り組むこと。また国は、責任をしっかりと果たせる制度設計等、役割・かわりをもつて臨んでもらいたい」と述べるにとどまりました。

いかに国策と言えど、村長には「今の原発は国民に重大な危害をもたらす事業」であるとの見極めが求められています。



「絶対安全とは申し上げられないが…」

（再掲） 今年4月19日に原発が村議会に行った説明時の質疑。大名「どんな事態になっても放射性物質を大気に出さないという技術は存在するのか」。

原電「絶対安全とは申し上げられないが、それに近づけるように、日々安全性を向上していく。仮に全ての設備が使えなくなった時には、放射性物質を放出しないとは言えない」。

※当然ながら規制庁も原発も同じように言っています。福島事故からも、安全の保障がないのなら「動かさず廃炉」が当然です。

請願審査＝6月13日の文教厚生委員会より 後期高齢者の医療費自己負担2割への 引き上げに反対する請願

請願者 茨城民医連
紹介議員 大名美恵子

本請願は、今年3月議会に提出され文教厚生委員会(委員長 植木伸寿議員)に付託されていました。大名は紹介議員として、3月14日の委員会で趣旨説明を求められ行いました。委員会ではこの間、執行部にも説明を要請するなど調査や情報収集を行ってきました。6月13日の委員会は、委員会としての採決を行うため招集されたものです。大名は、採決の様子を見守るため傍聴しました。

委員の発言(要約)を、大名メモからご報告いたします。

清宮壽子委員

○後期高齢者の医療費を2割負担にしなかったら、現役世代の負担が増えるのか？それはどうか。これだけでは態度を決められない。もう少し勉強したい。

阿部功志委員

○一律2割負担はだめ。期限があるからと、よくわからないのに決めるのは良くない。

村上孝委員

○2割はきびしい。

村上邦男委員

○ある程度やむを得ない。若い人の負担も大変。9月議会で結論を出すことにして、その間、要望もあるので勉強していくという事でどうか。

大内則夫委員

○高齢者が増えてきて、病気のリスクが高まり医療費が増える。保険制度そのものが崩壊しかねない。破綻しないためには、応分の負担はやむを得ない。

寺門定範委員

○制度を破たんさせないためには、応分の負担はやむを得ない。別の委員会だがTPPの請願の時、時間ばかりかけたが、国会で通ってしまった。ある程度のところで判断しないと請願の趣旨を通せなくなる。

残念！「高齢者医療には国庫負担の抜本的増額が必要」との意見は皆無

委員会は、「採決無し」で終わりました。採決までの委員会で調査不足があったのでしょうか。調査不足での採決だとすれば問題ありますが、政策への考え方の違いは交わらない場合もあります。

請願への態度は、調査の中での見極めで決めなければなりません。調査不足を感じる時は、採決日程を決める前に主張が必要です。委員会運営のあり方とともに、各委員の政治姿勢が問われる訳です。

国保条例の改定

賦課限度額の引き上げに反対

医療保険分Ⅱ 58万円から61万円に
引き上げられます

【賛成できる改定】

均等割と平等割の減額の対象範囲を拡大すること。5割軽減分で22名、2割軽減分で49名見込まれ、一定の前進と言えます。

しかし7割軽減対象について、何ら軽減措置の拡大が検討されておらず問題です。

【反対の改定】

賦課限度額を医療保険分において58万円から61万円に引き上げること。

この方々の所得は、約720万円と見込まれますが、これまでの推移の中で限度額ギリギリの方にとっては大変厳しい。

引き上げ対象者も決して暮らしの余裕があるわけではないと

いう捉えが重要で、村独自の判断が必要でした。

**国保は社会保障！
相互扶助制度では
ありません**

全国知事会は5年前、国に対して国民健康保険税の軽減のために、均等割を廃止し、地方へ1兆円の財政支援をおこなうことを要望しています。

現在は、全国市長会、町村会も求めています。早期に社会保障として充実すべきです。